

# 子育て支援課からの重要なお知らせ

## 令和8年度 保育所・認定子ども園の入所申込みについて

令和8年4月1日以降の認可保育所・認定子ども園の入所申込を下記のとおり受付いたします。  
申込書は、役場子育て支援課での配布及び伊仙町ホームページに掲載します。

※現在入所中の児童は、利用施設にて配布を行います。

【受付期間】令和7年11月4日(火)～令和7年11月17日(月) ※期日厳守

【受付場所】伊仙町役場1F 子育て支援課内 保育所係

伊仙町内の保育園・認定子ども園(園の都合により変更になる場合があります)				
園名	住所	利用定員	保育年齢	保育時間
幸徳保育園	伊仙町伊仙2901-1番地	45名	0歳～5歳	7:30～18:00
わかば認定こども園	伊仙町犬田布778-3番地	50名	0歳～5歳	7:30～18:00
いせん保育園	伊仙町伊仙2321番地2	50名	0歳～5歳	7:30～18:00
認定こども園 木らら	伊仙町伊仙2123番地	20名	0歳～5歳	7:30～18:30
おもなわこども園	伊仙町面縄1977番地	40名	0歳～5歳	7:30～18:00

※各認定こども園の教育(1号認定)の申込は、教育委員会(役場3F)で申請受付しております。

## 保育の支給認定を受けるための保育を必要とする事由

※保育の支給認定を受けられるのは、保護者等のいずれもが次の事由等により、家庭等で子どもを保育することが困難な場合です。

- ①1ヶ月に48～120時間以上労働することを常態としている(就労証明書)
- ②出産・就学・疾病・負傷・介護・看護の状態にある(母子手帳の写し・在学証明・申立書)
- ③震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっている(罹災証明証等)
- ④求職活動を持続的に行っている:3ヶ月毎に申請が必要(ハローワークカードの写し・申立書)
- ⑤育児休業時に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要である
- ⑥その他①～⑤に類する状態として町が認める場合(必要書類の提出を求める場合があります)

上記理由により申請を行う場合、各証明書・申立書・申告書等の添付書類が必要となります。

※町外の保育施設等(認可外を含む)を利用する場合も申請が必要です。(該当しない場合もあります。)

※添付書類の町税等納入状況証明書において、滞納等がある時は、受付を保留します。

## 保育利用料の算定

(※保育料については、別紙参照)

※保育所利用料は、世帯収入に応じて算定された町民税所得割・均等割により決定します。

※第1・2・3子等のカウントは、世帯の総所得や家族構成により異なります。

## 施設の利用調整～決定

◎施設入所は入所判定会で決定します。

希望の施設に入所できない場合がありますので、ご了承ください。

## 令和元年10月1日より施行の幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化します。子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化(上限月額2.57万円)します。なお、実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となります。また、幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については、3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。

0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

詳しくはパソコン・スマートフォン等で内閣府ホームページ<https://www.youhomushouka.go.jp>をご覧ください。

☆お問い合わせ先★

伊仙町役場 子育て支援課 保育所係 TEL86-3114

利用者負担額（保育料）一覧表

伊仙町

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限有り（小学校就学前）

階層区分		利用者負担額（月額）		
		3歳未満児（3号）		3歳以上児（2号）
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯 (約～260万円)	0円 〔0円〕	0円 〔0円〕	0円 〔0円〕
第3階層	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満 (約～330万円)	19,000円 〔9,000円〕	18,000円 〔6,400円〕	0円 〔0円〕
第4階層	48,600円以上 57,700円未満 〔77,101円未満〕 (約～360万円)	28,000円 〔9,000円〕	27,000円 〔9,000円〕	0円 〔0円〕
	97,000円未満	28,000円	27,000円	0円
第5階層	97,000円以上 169,000円未満 (約～470万円)	34,000円	33,000円	0円
第6階層	169,000円以上 301,000円未満 (約～640万円)	41,000円	40,000円	0円
第7階層	301,000円以上 397,000円未満 (約～930万円)	48,000円	47,000円	0円
第8階層	397,000円以上	62,000円	61,000円	0円

※1 [ ] 書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯）の額。

※2 入所児童の年齢区分は、年度初日の前日の年齢による。また、満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号の額を適用する。

(多子世帯保育料等負担軽減)

1 同一世帯から2人以上の就学前児童が入所(保育所・認定こども園・幼稚園等)の場合、2人目が半額、3人目以降が0円。 ※第3子以降…満18歳未満の児童のうち、年長者から3番目以降に該当する児童

※ 市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯については、第1子の年齢は不問。

2 満18歳未満の児童を3人以上扶養し、うち第3子以降の児童が保育所等に入所している市町村民税所得割課税額97,000円未満世帯(4階層まで)